

住民基本台帳法等の一部改正に伴う住民票の除票と 戸籍の附票の取り扱いについて

1 改正の概要

住民基本台帳法等の一部改正により

- (1) 「住民票の除票」及び「戸籍の附票の除票」の保存期間を延長する。
- (2) 「戸籍の附票」の記載事項を追加する。

2 本市の対応

- (1) 住民基本台帳法施行令改正により保存期間を5年から150年に延長する。施行日以降、消除または改製された日から5年以上経過した住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しと、新たに除票記載事項証明書を発行する。ただし、同施行令の施行日が令和元年6月20日であるため、5年前の平成26年6月19日以前に消除された住民票の除票の写しについては、すでに保存期間が経過しているため、適用の対象外となる。
- (2) 施行日以降に発行する戸籍の附票の記載事項に生年月日と性別を追記する。

3 改正の背景

- (1) 土地所有者の探索、休眠預金の活用時の本人証明等、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」の公証に対するニーズが高まっている。住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を150年に延長することで、本人確認情報を長期かつ確実に保存する。
- (2) 住民票は、国外転出時に消除されるため、国外転出後は利用できない。国外転出後も利用可能な戸籍の附票に、生年月日等を記載することで、国外転出者の個人認証基盤として活用する。

4 施行日 令和4年1月11日（火）（施行期日を定める政令による）

（参考）

- ※1 「住民票の除票」とは、転出や死亡などにより住民基本台帳から除かれた住民票のこと。
- ※2 「戸籍の附票」とは、本籍地において戸籍の原本と一緒に保存されており、その戸籍が編製された時から除籍されるまでの戸籍に記載されている方の住所の履歴を記録したもの。
- ※3 「戸籍の附票の除票」とは、本籍を他市区町村に移したり、死亡などにより戸籍内の全ての方が戸籍から除かれた附票のこと。